

## 薩摩川内市工業等開発促進条例による課税免除等申請の手続き変更について

本市内の過疎地域等において製造業等の設備等を新增設した事業者等に対し、一定の要件に該当する場合、固定資産税の課税免除及び不均一課税（以下「課税免除等」といいます。）を受けることができます。

平成28年度より、課税免除等を受ける手続きが変更となりましたのでお知らせします。

### ○変更内容○

特別措置適用対象施設指定申請書（以下「申請書」といいます。）の提出時期が変更となりました。

変更前・・・当該事業年度の確定申告後に申請書を提出

変更後・・・当該事業年度の設備等の新・増設の着手前に申請書を提出

課税免除等の対象となる要件等は以下のとおりです。

区 分	過疎地域自立促進 特別措置法	原子力発電施設等立地 地域の振興に関する 特別措置法	離島振興法
対象となる地域	樋脇、入来、東郷、祁答院 里、上甑、下甑、鹿島	川内、樋脇、東郷 里、上甑、下甑、鹿島	里、上甑、下甑、鹿島
対象となる業種	①製造業、②旅館業 ③コールセンター	①製造業、②道路貨物運送業、 ③倉庫業、④こん包業、⑤卸売業 ※②③④⑤については当該設備の 新增設に伴い増加する雇用者の数 が15人を超えること。	①製造業、②旅館業、③情報関連施 ※③の情報関連施設とは情報サービ ス業、有線放送業、インターネット付 属サービス業、コールセンターをい います。
要 件	当該事業者等の事業年度に取得した事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備等の取得価格が2,700万円以上	当該事業者等の事業年度に取得した事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備等の取得価格が下記の要件を満たすこと。 ※上記業種①②については、資本金5,000万円以下の場合は取得価格500万円以上、資本金5,000万円超から1億円以下の場合は取得価格1,000万円以上、資本金1億円超の場合は取得価格2,000万円以上 ※上記業種③については、資本金にかかわらず取得価格500万円	
課税免除等の内容	建物及びその附属設備、機械及び装置、並びに建物の敷地である土地（土地については、その取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があった場合に限る。）		

※固定資産税の課税免除及び不均一課税を受ける場合には、当該事業年度の設備等の新・増設の着手前に「特別措置適用対象施設指定申請書（様式1号）」に添付書類を添え申請し、「特別措置適用対象施設の指定」を市より受ける必要があります。

ご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。

お問い合わせ

商工観光部商工政策課企業支援グループ

電話番号 0996-23-5111(内線4331)・E-mail:kigyo@city.satsumasendai.lg.jp